

令和 5 年度
浦安市一般会計等財務書類の注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………原則として取得原価

ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円とします。

また、開始時（平成 27 年 4 月 1 日）の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア イ以外のもの……………原則として取得原価

イ 道路、河川及び水路の敷地で、昭和 59 年度以前に取得したもの及び昭和 60 年度以後に無償で移管を受けたもの……………備忘価額 1 円

② 無形固定資産……………原則として取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、各々の過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

本市は千葉県市町村職員を対象とした退職手当組合に加入しており、退職手当債務（期末自己都合要支給額）から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給され

た額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（浦安市公金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っているものはありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求（10 百万円以上）を受けているものではありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般會計

墓地公園事業特別会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 一％

連結実質赤字比率 ー%

實質公債費比率 7.4%

将来負担比率 28.5%

- ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 509 百万円

- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 5,274 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,236 百万円

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 46,695 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,361 百万円

将来負担額 39,058 百万円

充当可能基金額 16,083 百万円

特定財源見込額 0 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 10,031 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分 (不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 3,446 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	77,998 百万円	74,906 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	664 百万円	660 百万円
繰越金に伴う差額	1,621 百万円	
資金収支計算書	76,956 百万円	76,250 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は墓地公園事業特別会計の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 7,114 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 2,271 百万円

未収債権額の増加（△減少） △105 百万円

未払債務額等の減少（△増加） △7 百万円

（△）

減価償却費 6,472 百万円

退職手当引当金増減額 103 百万円

賞与等引当金増減額 34 百万円

徴収不能引当金増減額 △7 百万円

（＋）

資産除売却益（損） 4 百万円

純資産変動計算書「その他」計上額 ー 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 2,675 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5,000 百万円

一時借入金に係る利子額 ー 百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。